京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十三巻　第五號

大正十年十一月一日發行

論叢

租税に於ける補完作用に就きて……法學博士　神戸正雄

植民政策是非……文學博士　原勝郎

利潤の經濟的及び道德的性質……法學博士　田島錦治

進歩か退歩か……法學博士　財部靜治

農業勞働問題……法學博士　河田嗣郎

時論

地方税制度の整理を論ず……法學博士　小川郷太郎

説苑

大邱の令市に就いて……經濟學士　黑正巖

雜錄

滿洲に於ける支那商店の帳簿……法學士　大森研造

社會主義の分類……經濟學士　小林輝次

獨逸大都市に於ける離婚數の激增……法學士　汐見三郎

說　苑

大邱の令市に就て

黑　正　巖

一　緒　言

慶尙道は土地肥沃、氣候温和なるのみならず古く新羅文明の發祥地であつて夙に經濟の發達を遂げ物産豐饒の地である。高麗、李朝の時代に至り新羅の舊都慶州(古への徐耶伐)は漸次衰微し地理上優越の地位を占むる大邱は南鮮の經濟的中心となり、更に都護府が設置せられ次で慶尙道監營又は觀察使の駐在するに至つて人口集中し茲に一大城廓都市を形成した。[1] 而て豐富なる南鮮の産物は主として大邱の市(Markt)によつて配給せられた。從て大邱の市は著しい發達をなし朝鮮の市といへば必ずや先づ大邱の市を思はしむる程になつたのである。併し乍ら單に大邱の市といふも茲には種々の市がある、卽ち五日目毎に開市せらるゝ西門及び東門の日用品の市、春秋二季に長期間に亘り主として藥材を取引する鍾路の令市之れである。西門の市は二七の日に開かれ從來朝鮮に於ける此の種の市の最大なものであつたが、今日では大邱が近代的都市と化し常設店舗の増加するにつれ他地方の市に比し相對的に衰退し、大正八年度の統計によれば一年の取引高

1) 八域誌(朝鮮古書刊行會本) p.21　東國輿地勝覽第二六卷大邱の條　文獻撮要第九卷

は百五十萬圓位になつた。[2] 東門市は西門市の補充機關として新しく發生したものであつて四九の日に開市せらるゝも遠く前者の繁盛には及ばぬ。而て鍾路に開かるゝ令市は右の二者と其の發生の動機幷に組織に於て大に異つて居る。

今、之等諸種の市を本質的に考察するに、西門東門の兩市は一種の週市 Wochenmarkt である。西門の市は慶尙道內の多數の小週市に對し親市たるの地位を有し、之等の小週市を巡回する市場商人は西門市に於て、販賣貨物の仕入れをなすものが多いけれども、西門市の本質は日用品の小賣を主とし、大邱附近の農民が餘剩貨物を携へ來つて之を工業品等と交換するを目的とする週市である、而て令市は其の發生の當初は、其の組織の方面より見れば必しも大市（Messe）といふことは出來なかつたが、種々の事情よりして漸次其の構成幷に取引が大市のそれに變化して來た。令市は朝鮮に於ける唯一の大市であると私は信ずる。先づ一般的に朝鮮の市の歷史を概觀し、令市の內容を記述し其の然る所以を明かにして見よう。

二　朝鮮に於ける市の發達

三國史記新羅炤知王十二年（皇紀一一五〇）の條に、「初開京師市、以通四方之貨」とあるは文獻に見はれた朝鮮最古の市である。[3] 更に智證王の十年（皇紀一一六九）には東市を、孝昭王の四年（皇紀一三五五）には南西の二市を設け各々市典なる官衙を置いて之が監理を行つた。[4] 之に由て見れば當時の市は相當に整頓した大規模のものであつたようであるが、當時は尙貨幣の制なく從て取引方法も極めて幼稚

2) 朝鮮總督府官報第 2396 號
3) 三國史記第三卷
4) 上揭第四卷八卷及び三八卷

なものであつたと推察しうる。新唐書に「新羅市皆婦女貿販」とあるの外その狀態を明かにするものがない。[5] 而して之等は所謂京師市に關する記事であつて、田舍地方の市卽ち鄕市に就きては文献の徵すべきものがない。この時代の京師市は我平城京、平安京の東西市廛に類し、只之よりもその設備が不充分で廛と稱すべき程度のものではなかつたようである。貿買は廣く一般人民の間に行はれ、特權階級の專用機關ではなかつたのである。

高麗の太祖は卽位の二年春正月、松嶽（今日の開城府）の陽に都を定め宮闕を創め、百官の省府を置き市廛を立て坊里を辨じた。[6] 併し乍らこの市廛は王室の需要に應ずべき御用商人の店舗にして一般人民を顧客とするものではない。一般人民は常設店舗に於て貨物の交換をなさず、一定の時、一定の場所に於て市を開き以てその需給を適合したのである。高麗圖經によれば、「其俗無居肆、惟以日中爲墟、男女老幼官吏工伎各以其所有、用以交易」とある。[7] 墟は「商賈貨物輻輳處」にして或は墟市、墟落と用ひて市を稱す。[8] 而て其の取引方法は尙ほ幼稚にして未だ金屬貨幣の流通を見なかつた、文献備考には「高麗使郭元言、方午爲市、不用錢以布米貿易」といひ、[9] 雞林類事には「日早晚爲市、皆婦人挈一柳箱、一小升有六合爲一刀、以稗米定物之價、而貿易之、其地皆視此爲價之高下」といひ、或は圖經に、「無泉貨之法、惟紵布銀瓶、以準其直、至日用微物不及匹兩者、則以米計錙銖而償之、然民久安其俗、自以爲便也」とあるを見れば、[10] 新羅の時代と差して進步して居なかつたようである。從て又この市に於て取引せらるゝ貨物も高貴のもの少く日用雜貨を主として居た、併し宋使來朝の時は特に京師市を盛にし外觀を衒ふたことは、高麗圖經の「高

5) 海東繹史第二五卷市場の條
6) 高麗史第一卷太祖の條
7) 高麗圖經第三卷貿易の條
8) 辭源による
9) 海東繹史第二五卷市易の條による
10) 同上、及び高麗圖經前掲

麗故事、毎使人至、則聚爲大市。羅列百貨、丹漆繒帛皆務華好、而金銀器用悉王府之物、及時鋪陳、蓋非其俗然也」とあるによつて明かである。[11] 而て市廛監督の官府は京市署にして其の勢力頗る强く物價を平にし取引の公正を嚴にした。[12]

成宗十五年(皇記一六五六)初めて鐵錢が鑄造せられて以來、種々の貨幣が行はれたけれども廣く一般に流通せず、交換の媒介方便としては依然布米が重要の地位を占めて居た。[13] 併し貨幣の發生が交換經濟の進歩に多大の影響を及ほしたことは疑もない所であつて、先に太祖が卽位の初に設けた市廛は何時しか一般人民と接觸するに至り、その王室との關係も著しく變化して來た。茲に於て凞宗の世になつて市廛を改造し、所謂京城六矣廛の萠芽を發生せしむるに至つたのである。[14] 以上の如く首都たる開城に於ては常設商業か發達したのであるが、地方の經濟狀態は尙ほ幼稚であつて開城附近はとも角、一般には生產者と消費者との物々交換の域を脫せず、市場商人が市場を巡廻するが如きは極めて少かつたゝめに、彼等によつて多くの市が連結せらるゝことなく各市の配給區域は狹小であつた。從て斯の如き事情の下に於ては商人と商人とが主要なる構成分子たる大市の發生すべき理由はないのである。

李朝時代に至つて松都市廛の制を京城に移し之に特定貨物の專賣權を與へて常設商業を開かしめた、之れ六矣廛なる一種の商人ギルドである。然しながら日常必需品は之を市に於て購入せねばならなかつた、京都雜志市舖の條に「緞紬紙布、諸大鋪挾鍾街而居、餘皆散處、凡趨市者、晨集黎峴及昭義門外、午集于鍾街、一城之所需者、東部菜、七牌魚、爲盛」とある。[15] 而て之等の市

11) 高麗圖經前掲
12) 高麗史第七七卷百官志、第七九卷食貨志市估の條
13) 高麗史第七九卷食貨志貨幣の部、韓國貨幣整理報告書一頁以下
14) 京城六矣廛に就ては本誌十二卷二號拙稿參照
15) 京都雜志第一卷

が極めて不完全なものであつたことは、世宗十二年通信使として日本へ來朝した朴瑞生の復命上啓に、「日本街市制、市人各於簷下用板設層樓、置物其上、非惟塵不及汚、人得易覩而買之、市人食物無貴賤皆買食之、我國之市、則乾濕魚肉等食物皆置塵土、或坐或踐乞云々」とするを見れば略ぼその狀を推察することが出來る。[16] 首都の市すら斯の如き有樣であつたから他の地方の鄕市を推すことは容易である。然るに茲に負褓商なるものゝ團體を生じ官吏の誅求と盜賊の危險と戰ひ常に市を巡歷して貨物の流通を助長するに至つた。負褓商の發生に就きては種々の說が行はれて居るがそは暫く措き、この團體は何等公の特權を有せずと雖も團員は堅忍不拔の精神を有すると同時に强固なる規律を有し、內部の組織の頗る整頓せる自衞自治の團體である。團員は全國に遍く、市の中心勢力を成し市場內の問題は彼等の自裁する所であつて、往々政治的活動をもなしその勢力は强大なものであつた。[17] 負褓商團體の發生は啻に市の內面的發達に資する所大であつたのみならす市と市とを連結し貨物の流通區域を擴大せしめ、軈て交換經濟の進步を促すに與つて力があつた。然し乍ら右の如き商人の團體が組織されたけれども未だ商人と商人とが一定の時に一定の場所に於て大量の貨物を取引する所の大市を發生するの機運に向はなかつた。然るに偶然の理由により創設せられたる令市は之等商人の取引市場に轉化し、朝鮮の經濟史上に於て唯一の大市として記錄せらるゝに至つた。

以上は國內の市に就いて槪觀したのであるが、この外に外國との互市が盛に行はれて居たことは云ふ迄もない、その最著名なるものは倭關開市、中江開市、北關開市である。[18] 而して之等の互

16)世宗實錄（本書を手にすること能はず、小田文學士の示さるゝまゝに之を孫引す）
17)朝鮮社會考、p.60　岡庸一;最新韓國事情p.791
18)海東繹史第二五卷互市の條、文獻撮要第七卷及び增補文獻備考市糴考互市參照

市場幷に京師市は官府の直接に干與したものであるが故に多少の文獻を存するも、地方の郷市は殆ど自然の成行に放任せられ、地方官吏又は權勢家は擅に私税を課して居たが、公のことでないため之等の市に關する記錄は殆どない。後に述ぶるが如く令市は地方官府の創設にかゝるものであるが、各道の長官が地方特産物の献納につき貨物蒐集を容易ならしむる私的立場より設けたものであつて、之れ亦公の文獻に乏しい。故に余は本文を草するに方り主として京城中樞院の所藏書類によつたのである、卽ち有賀啓太郎、金漢睦両氏が令市關係者に就きて調査せる報告書（大正二年十月二十二日 同 年十二月二十五日）幷に大邱府の調査書（大正五年九月一日）等がその骨子である。

三　大邱令市の起原と沿革

令市なる名稱の生じた理由は、或は月令進上の必要より設置せられた爲めだといひ、[19] 或は官令によつて開市せられたからだともいふ。[20] 要するに官府が特産品の上納を容易ならしむる目的を以て創始したものであることは種々の點から考へられる。當時地方長官はその管内の特産物を進上するの義務を有し、その多寡良否は王室の信任に影響すること大であつた爲め彼等は特産物の蒐集に苦心したのである。茲に於て一定の貨物を上納する者は官府の保護の下に市を開き上納品の餘分を販賣しうるの方法を設けた。令市は此の如き事情の下に創始せられたものであるからその配給區域は各々一道内に限局せられ主として生産者を保護するを目的として居たのであるが、商人階級が發生し廣く各道の商人が來集するに至つて生産者が各個に實物貢獻をなすよりも、商人

19) 有賀、金両氏の調査書、增補文獻備考田賦考貢制の條參照
20) 大邱府調査書

をして上納せしむる方が品質整一にして且つ多量に所有するを以てその取捨選擇に容易である。故に商人も生産者と等しく入市して官府の保護の下に取引することを得しめ、之が報償として官府の買上げに應ずるの義務を負擔せしめた。朝鮮は由來藥材の名産地にして日本支那の之に依賴することが甚だ大であつたから朝鮮は年々多量の藥材を或は調貢とし或は互市によつて供給するを常とした。令市に於て蒐集する貨物は主としてこの藥材であつた、從て今日に於ては令市と藥市とは同意義に解せられて居る。

大邱の令市が何時の頃創設せられたか確實なる據はない、一說によれば李朝孝宗の九年（皇紀二三一八）に初まるといふ。[21] 慶尙道は古來種々の藥材を産出するのみならず迎日附近には礦石あり、慶州地方には玉石の名産あるを以て、[22] 本道よりは之等の物産を王室に献上する習慣であつた。玆に於て經濟上政治上の中心となりし大邱に令市を開設し以て四方の貨を通せしむるに至つた。而て大邱は忠淸道全羅道に近く、洛東江の舟運と相俟て道路四通し、交換取引の發展すべき自然の形勝であつたゝめ、漸次商人を吸集し他道の令市はその勢力を失ひ藥材の取引は遂に大邱に集中せらるるに至つたのである。

元來藥材の上納は令市に於て行はれず各郡衙に於て人蔘（羅蔘）を收納し更に道廳が之を取り纏めて王室に上るを常とし、生産者は上納後市を開き、茯苓茯神其他の藥材のみ道廳の吏が令市に於て買上ぐるの習であつた。然るに羅蔘はその産出稀少にして各郡が一樣の實物を納むることは困難なるが故に、後には各郡より蔘代錢三十圓を道廳に納め、道廳の吏が令市に就きて人蔘を買

21)大邱府調査書
22)東京雜記第一卷土産の條　東國輿地勝覽第二一卷以下

收した。（註一）斯くの如く物納が金納となるにつれて官府が令市に依賴すること甚しくなり、最早や地方生産者の利害を顧みるの遑なく、官府の要に應ずるものは何人を問はずその入市を歡迎するに至つたゝめ商人の來集するもの次第に增加し、各地の藥種商人は各その地方の特産品を携へて入市し、茲に取引狀態に一大變化を生じ、令市創設の目的は消失して生産者が直接に令市の利益を蒙むるの度は大に減退した。甲午改革以來、朝鮮は淸國の覊絆を脫し藥材を蒐集して之を貢納するの要なきに至つたけれども、大邱の令市は藥材取引の機關として久しく重要の地位を占め、商人生産者消費者の之に依ること甚大なるを以て今日と雖も尙ほ存在して居る次第である。近時令市は漸く衰退の徵を示し、一部の朝鮮人は之を以て總督府が藥草採取規則を設け、猥りに藥材の採取搬出することを禁じたが爲めであると論ずるも、經濟の進歩に伴ひこの種の市は自らその重要を失ふのみならず洋藥の勢力益々增加しつゝあるを以て令市の衰退は自然の勢と云はねはならぬ。

（註一）道廳が藥材を買上げる方法は、令市に來集せる京蔘商及び鄕蔘商各六人より人蔘を提出せしめ審藥なるもの之を檢査して買收す。買收困難の時は蔘代錢を王室に納むることもあつたといふ。茯苓茯神等の藥材は道廳の醫生中より茯苓接長を選任し令市に就きて審查買收す、買上けの終了しない內は絕對に一般の取引を許さぬ。藥材買上は、後には單に形式に止り實質上は營業稅又は入市稅の徵收となつて居たようである、之に類似せる現象はかの京城六矣廛に於ても認めることが出來る。[23] 入市する商人は一の組合を組織し令市開設の費用は共同負擔として居た、買上げの命に應ずる十二人の京蔘商及鄕蔘商はつまりこの組合の代表者と見るべきものである、而てこの買上が事實上の納稅なるが故に彼等が之に由て蒙つた損失は市場開設の費用として入市商人より徵收して居たようであるが、正確の文獻を缺く。

23）京城六矣廛に就て本誌二十二卷二號參照

四　令市の組織

イ　入市者の種類　當初は道內の生產者と消費者とを主として居たが、漸次商人が最も主要なる市場構成者となつたことは已述の如くである。而て後に示すように貨物の配給關係より見るも、慶尙北道の產出品の入市量幷に消費量は比較的少數であつて、他地方との移出入を主とし從て商人間の大量卸賣取引が重要部分を占むるものといふことが出來る。最近慶尙北道廳の調査する所に由れば、秋令市に於て入市する藥種商專業の者は約四千人である、尤も春令市は一般市場と同じく取引少く藥種專業者の入市する者者極めて少く、令市開設區域定住の商人と地方市場巡回商人幷に生產者を主とす。斯くの如く今日に於ては消費者と生產者との令市に對する直接の關係は極めて薄弱となつて來た。

ロ　取引貨物の種類　大邱の令市は藥材の取引を主とし其の種類實に四百餘種に達し朝鮮產支那產のもの最多く、最近に至つては日本幷に歐洲の新式藥品も相當に取引せらる。令市の名聲全國に普く入市者の增加するに從ひ啻に藥材藥品のみならず諸他の貨物の取引も行はるゝに至り市場の合化的發達(Integrative development)を見た。殊に精緻高價なる貨物の取引多く、各種金屬製品、布帛類、獸皮類、木製器具の需要は主として令市に於て充たさるゝを常とす。

ハ　取引の方法幷に狀態　令市の開かるゝ地區は鍾路街にして、今の京町通、南城町、西城町及び東城町の方面を主とし、道路兩側の店舗殊に宿屋に於て取引せらるゝものが最多い。普通

の店舗又は路傍に於ける取引は概ね小賣にして令市の附隨現象にすぎぬ。令市は各地の商人が來集して卸賣取引を行ふを主とするものなるが、朝鮮に於ては昔時より纒りたる多量の取引は賣手と買手とが直接に行はずして、客主、旅閣、居間、監考等の中間商人を介在せしむるの習慣である。客主旅閣は宿屋業者にして金融業、倉庫業、問屋業を兼營し恰も我國舊時の問丸又は問屋に類す、從て取引は主として彼等の許に於て行はる。市場に於ては於音なる一種の手形が流通し商人間の取引は信用取引によるもの多し。一般の週市にては典當業者なるもの在りて購買代金を融通するを常とするが、之は消費上の貸借にしてその市邊と稱する利息は極めて高率なるのみならず返濟期限は次期の市日とす。然るに令市に於ける資金の融通は客主旅閣のなす所にして返濟期間は概ね次期の令市とし、又彼等は手形の引受をもなすが故に市場の取引は頗る圓滑に行はる。之れ入市する商人の間には一種の商業道德ありて背信の行爲をなす者が少いからである。居間は我國の仲立業者に類似し、監考は貨物の受渡に際し立會ふものにして主に穀物の取引に關與し、一種の桝取人である。然るに最近に至りては金融機關が發達し取引方法が漸次改善せられた爲め客主旅閣の勢力は衰退しつゝある、卽ち客主旅閣の手を通じて取引せらるゝもの全體の三割、生産者が直接に商人と取引するもの二割、小賣商人と卸賣商人とが直接に賣買するもの五割といふ有樣である。而て賣買は競賣の方法に依らず、取引者相ひ對にて相場を決定するも、該相場の標準は自ら市場內の氣配によつて定まり、從來は客主が相場決定上重大の勢力を有して居た。

二　開市の時期

令市は從來舊暦二月及び十月に開かれた。藥材の進上は元と二月四月六月

七月八月十月及び十二月に行はれて居たが、二月と十月とは最重要なる藥材殊に人蔘の收穫上納期なるのみならず、他の農産物の出廻期であるため特にこの時期に開市したものであるといふ。官府は二月三日並に十月三日上納すべき藥材の買上を終了したる後直ちに開市せしめ、開市期間は通常十日であつた。然るに獻納のこと止み官府との關係なきに至つて、從來の二月三日の開市は三月四月に遲延せられ甚しきは五六月ともなり、又十月令市も之と同じ有樣にして昔日の如き秩序は漸く失はれ、殊に商人團體の制規弛緩せし爲め取引に種々の支障を生じ令市は內外より衰退せざるを得なくなつた。大正二年に規則を定め春季は四月一日より末日迄で、秋季は十二月一日より末日迄としたが、新曆によるは慣習上種々の不便ありとて更に大正三年改正して陰曆四月一日より末日迄、十一月一日より末日と定めた。併し乍ら取引狀態は逐年不振に陷り大正五年の如きは開市期間を更に十日間延長したけれども遂に充分の取引をなすことが出來なかつた。

ホ　令市の管理　　從來令市は觀察使の管理に屬し、鎭營は市に關する警察を司り開市中は一種の市場警察(Marktpolizei)を形成し、市場行政幷に開市中の市に關する聽訟は郡衙之を裁斷し一の市場裁判所(Marktgericht)を構成す。官府は令市に對し表面上は買上げの外何等課稅等の要求をなさず、只宿屋に對し令稅として每年二十圓を賦課するを常とした。併し今日は令稅は廢止せられた。他の地方週市に於ては盛に私稅の行はれた點より見れば令市の裏面にもこの事があつたように想像することが出來るけれども文獻はない。甲午以來、官府は何等の施設をもなさず、只令市を開設せんと欲する商人同業者中より選擧せられた代表者が、其旨を郡守に出願した場合に郡

守は觀察使に、觀察使は更に中央政府に具申し、中央政府は全國各道に開市の旨を通牒するにすぎなかつた。今日に於ては開期を一定したゝめ需要者供給者各自任意に集合して賣買交換を行ひ、他の市場と同じく市場規則の適用をうけ官衙ち令市に對し特別の施設をしない。市場稅として賣手は放賣額の百分の一を道廳に納むるの義務を有することと一般の市と異らぬ。[24)]

五　令市の經濟的重要

イ　令市の效果　令市は献納品の剩餘を販賣せしむるために設置せられたものであるから入市貨物の品質は自ら精良にして、後、商人が入市するに至りても官府との關係上商品を精選するの必要があつたので、令市を通過せる藥材は神藥として世の信用が頗る厚く、從て藥種商人は令市に依賴せざるを得なくなつた。且つ令市は官府の保護監督の下に開かるゝを以て取引は安全確實に行はれ需要者供給者共に安じて市場に臨むことが出來た。かくて大邱令市の聲價大に昂り他地方の藥材も一應令市に出品され、茲に集合せる多數の商人間に再び配分せられ、内外の藥材藥品が廣く全國に普及することゝなつた。醫療の術尙ほ幼稚であつた朝鮮にとりてはこの方面の效果も亦經濟上の效果に劣らぬ。

令市に於ては全國の大小の商人が最も秩序ある取引を行ふが故に商業幷に交通の發達に貢献したこと甚大であつて、又地方產業の發展に資する所も多かつた。令市一度開かるゝや日々數萬の入市者ありて商家酒幕は繁昌を極め、殊に貨物の移動夥しきを以て大邱附近には令市によつて一

24)朝鮮總督府市場規則第一條第一項

年の生計を立つる者が多い。宿屋は概ね客主又は旅閣であるため令市による收入は莫大の額に上り、從てその營業は一種の株となつて居た。（註二）

尙ほ朝鮮人は日常必需品は之を週市に求むるを常とするも、精巧高價の品は六矣廛又は平壤の市廛の如き常設商業の存しない田舍地方に於ては隨時に之等の品を購入することは困難であつたので、南鮮の人々は僅に令市によつてその需要を充たすの外なく、之が爲め冠婚の儀式は多く令市後に行ふの習慣がある。要するに令市が變化して商人を其の主要構成者とするに至つてから慶尙道殊に北道に對し、令市の及ぼす效果は寧ろ消費上に大にして生産上には少くなつた。而て地方的であつた令市の效果は次第に全國的となり交換經濟の發達上極めて好結果を齎したといふべきである。

ロ　令市の貨物配給　　大邱が如何に交通至便の地とはいへ、昔時に於ては令市の直接配給區域は主として京城以南に限局せられて居た。然るに交通機關の發達につれ漸次廣汎となり北は平安道咸鏡道、南は日本とも直接に關係を生ずるに至つた。舊時牛馬背或は擔軍によつて運搬の行はれた時代の配給關係は之を正確に知るに由なきも、鐵道の敷設せられて以來略ぼその配給區域を明にすることが出來る。不幸にして最近の統計數字を得ることか出來なかつたから已むを得ず數年前のものによつたけれども、配給地域變遷の狀は之によつても推察しうると思ふ。

明治四十二年度に鐵道便により令市に入荷せる藥材は一三。四噸にして、忠淸北道の永同より九六噸、黃澗より八三噸、京畿道南大門より五五噸。令市より發送せられたもの二七四噸にして、

慶尙南道諸驛へ一二五噸、慶尙北道二一六噸、忠淸北道二一一噸、同南道四四噸、京畿道六二三噸、平安南道六噸であつた。[25] 然るに大正二年度には令市に集散する藥材の數量が著しく增加したのみならずその配給地域も非常に擴大された。卽ち入市數量合計四六四噸、發送せるもの五七三噸である[26] 而て此の配給量幷に地域の擴大せし最大の原因は勿論交通機關の發達に基くものである。全羅道の如きは鐵道の存在せざりし頃は牛馬によつて運搬され或は東萊、釜山等を經由し海路によつた然るに湖南線の開通するやその經路にも變化を生じた。明治四十二年度には太田卸しの藥材二十七噸に達したが大正二年には湖南線が井邑附近迄開通したゝめ、太田向きの藥材は皆無となり井邑卸しのもの五四噸に達した、當時全羅南道は直接配給地域となつて居なかつたが之れは湖南線が全通せず井邑にて荷卸しされ或は慶南地方より入荷したからである、全通の今日に於ては數字上に變化を生じたことを思ふが該統計をうることの出來ぬのは遺憾である。釜山と令市とが最も緊密の關係にありて配給量の多きは日本幷に全南との關係に基くものであらう。（註三）今大正二年度の統計に基き令市の鐵道による配給關係を百分率を以て示して見よう。

配給地名	令市よりの發送量	令市へ入市せし量	配給地名	令市よりの發送量	令市へ入市せし量
慶尙南道	五一・〇%	五四・九%	忠淸南道	四・七%	一・二%
京畿道	一九・二	二三・〇	忠淸北道	一・〇	三・三
全羅北道	一三・七	二・三	咸鏡南道	（一噸）	二・二
慶尙北道	五・六	六・五	內地	三・三	—
平安南道	一・七	四・七	其の他朝鮮各地	一・〇	一・〇

25)朝鮮鐵道沿線市場一斑p.55
26)朝鮮鐵道驛勢一斑p.246

黄海道、江原道及び滿州の安東縣とも關係を有するも殆ど論ずるには足らぬ。

是れに出て觀れば當時の令市の配給地域は殆ど朝鮮全體に亘り、僅かに咸鏡北道、平安北道、全羅南道とが直接の關係を有せざるに止り、更に進んでは多少ながらも大阪神戸或は安東縣とも直接に取引するに至つたのである。而て令市の所在地たる慶尙北道が如何なる程度に令市と配給關係を有するかは、單に鐵道便による數量のみを以て判定することは出來ぬ、何となれば慶尙北道は鐵道線路短く僅かに南西の一部を通過して居るにすぎず、從て之が利用の範圍狹小にして主に牛馬、擔軍或は洛東江の舟運によつて貨物の輸送を行ふからである。されば正確に慶尙北道內の配給を示すことは困難であるが、少くとも鐵道便に由る入市量と出市量との差額丈けは大邱附近より搬入せらるゝものと見るべく、更に鐵道によらずして入市し再び搬出せらるゝものも相當にあるであら から百噸以上の藥材が慶尙北道から供給せられて居る。而て該地方のみの消費量は到底多量とはいひ得ぬが故に大邱は只地理的に令市配給の中心點たるに止り數量的には附近との關係は左迄密接といふことは出來ぬ。殊に釜山より令市に輸送せらるゝもの一九三噸、令市より釜山へ一七九噸を出すといふ盛況を示し、又京城南大門へ九五噸、同地より令市へ九六噸を搬入しこの二者にて大半を占むるを見れば、令市の配給關係の疎密は必しも距離の遠近によつて論斷することは出來ぬ。

尙ほ參考の爲め最近數年間の取引價額を示せば次の如くである(27)。

27) 慶尙北道廳の調査による、大正八年度の分は朝鮮總督府官報2396號所載の統計に由れば 232,720 圓となるも之は市場稅賦課の豫算より推算したるものにして茲に揭ぐるものは實際の取引價額である。

	春市	秋市	合計
大正二年度	—	—	一三七、五一八円
同　七年度	二一、〇七一円	一三一、八七三円	一五二、九四四
同　八年度	六一、三四四	一一三、五三二	一七四、八七六
同　九年度	一一、三四五	五九、一二〇	七〇、四六五

大正七年以後は取引數量不明なるが、物價騰貴し殊に藥材藥品の暴騰した頃であるから價額が多少增加しても數量は著しく減少して居ることゝ思ふ。

(註二)大邱の宿屋は令市の恩惠に與ること甚大であつてその株を獲得するには餘程高價の代價を支拂はねばならぬ、而てその權利は家屋と共に賣買するを常とす。宿屋は已述の如く每年令稅二十圓を郡衙に納むるの義務があつたゝめ買手は購入價格の內より二十圓を控除して代價を支拂ふの習慣があつたといふ。併し今日では商業は自由に行はるゝのみならず令稅も廢止せられたのでこの慣習はすたれた。

(註三)釜山幷に京城より入市するものは洋藥或は朝鮮產の藥材を精製したものが多い。

六　結　言

以上記述する所に由て見れは大邱の令市が一種の大市であることは明かである。令市はその發生の當初は大市と稱すべき點はなく、年市(Jahrmarkt)の性質を有して居たが、大小商人が市場に活躍するに至つて遂に大市となつたのである。各地に創設せられたる令市はその地の經濟的發達の程度、物產の僅少、或は地理的關係等よりして何れも衰退し、各地に於て分散的に取引せら

るゝことは止み大邱の令市に集中せられてしまつた。尙は令市以外にも特産品のみの市、殊に牛市は所々に存在するが皆本質上週市に屬するものである。大邱の令市は實に朝鮮唯一の大市であると察せらる。

大市は商人階級の發達せることを前提とするものにして交換經濟の相當に進歩せる時代に於て初めて完全に行はるゝものである。而て朝鮮唯一の大市たる令市も交通機關か進歩し經濟の發展につれて、その內部の組織も整頓し配給範圍も擴大せられた。去り乍ら大市の盛大なるは決して眞の交通繁榮の表徵でないことは夙にチュルゴー（Turgot）の道破した所である[28]。大邱の令市はその取引額或は諸般の施設より論ずれば、到底歐洲諸國の大市に比すべくもないが、李朝の後半期に於て種々の方面に重大の影響を及ぼしたことは、我足利時代の市場制度が我國の社會上、經濟上の進歩に對すると同樣である[29]。然れども今や朝鮮は急速なる經濟的發展をなし都市の發達と共に常設商業が完備され、更に取引方法も改善せられつゝあるを以て、最早や昔日の如き重要を有することは出來ない。殊に舊時の如く官府の保護干涉なきに至つて令市の取引貨物は必しも精廉といふこと能はざるのみならず、洋藥の優勢となるにつれ、令市を通過せる藥材に對する尊重の念は薄らひだ、令市は徐ろに衰退すべき運命に在る[30]。

本文起草に際し、京城中樞院書記官小田幹治郞氏、朝鮮總督府事務官文學士小田省吾氏、慶尙北道廳屬圓田彦一氏、同蘇沈夏氏の示されたる好意を深謝す。

28) Roscher; System der Volkswirtschaft 7Aufl, Teil III.S.165
29) 竹越氏;日本經濟史第二卷p.98以下及びp.633以下
30) Handwörterbuch der Staatwissenschaft TeilVI.S.589ff.